

## 2 . 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### < 目標 >

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に女性と男性にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっている。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げている。また、同基本法において、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定・実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨も規定している。

男女共同参画社会の形成のためには、単に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するだけでは不十分である。施策の中には結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な調査・対応をとることが求められる。

今後、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行うことが求められている。

## 2 . 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### 施策の基本的方向

#### (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実に男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をするため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。

女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画できる条件を整備することが必要である。その際、国際社会の一員として、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透にも十分留意する必要がある。

このため、政府の施策及び社会制度・慣行が女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を更に進める。また、個人の生き方がますます多様化する中で、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について必要に応じて見直しを行う。

#### (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。その際、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動の展開や若年層への浸透に留意するとともに、地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体との連携を図り、国民的広がりを持った運動として展開する。

具体的施策	担当府省
<p><b>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）について効果的な手法を確立し、内閣府及び各省庁において的確な調査を実施する。また、地方公共団体に対して「男女共同参画影響調査」に関する情報提供を行い、地方での同様の取組を促す。</li> </ul>	<p>全府省</p>
<p><b>男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きななかかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。</li> </ul>	<p>内閣府、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片稼ぎ夫婦二人世帯を標準世帯と考えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。配偶者控除については、引き続き検討を深める。</li> </ul>	<p>財務省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障制度及び賃金制度についても、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。短時間労働者への厚生年金の適用の拡大については、被用者としての短時間労働者の年金保障を充実させる観点等からも意義があり、働き方の選択に影響を及ぼす可能性もあることから、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響等を十分踏まえつつ積極的に検討を進める。また、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、今後、年金制度の在り方に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>家族に関する法制の整備</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努める。</li> </ul>	<p>法務省</p>
<p><b>職場・家庭・地域等における慣行の見直し</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、広くその見直しを呼びかける。</li> </ul>	<p>内閣府</p>
<p><b>わかりやすい広報・啓発活動の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点(*)の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。</li> </ul>	<p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。(平成16年52.5%)</li> </ul>	<p>内閣府</p>
<p><b>多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>政府広報等において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。</li> <li>男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮をする。また、特に、青年男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女</li> </ul>	<p>全府省 全府省</p>

### **(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実**

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図るとともに、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済の体制を活用し、相談体制の充実を図る。

<p>性的日」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて進める。</p>	
<p><b>多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。また、地方公共団体、N G O等との連携の下に、全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。</li> </ul>	内閣府
<p><b>男性に対する広報・啓発活動の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動及び男性を対象とした教育プログラムの開発・実施を推進する。</li> </ul>	内閣府、関係府省
<p>* 「社会的性別」(ジェンダー)の視点</p>	
<p>1. 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>	
<p>「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。</p>	
<p>このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。</p>	
<p>2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。</p>	
<p>上記1. 2. について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。</p>	
<p><b>法令や条約の周知等</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子差別撤廃条約などの条約等について、わかりやすい広報を工夫するなど、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。</li> </ul>	内閣府、法務省、外務省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図る。</li> </ul>	文部科学省
<p><b>相談体制の充実</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等の既存の制度を積極的に活用す</li> </ul>	内閣府、法務省、総務省、厚生労働

#### **(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供**

男女共同参画社会の形成のためには、基礎的条件の整備として、男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。

このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、調査研究を進める。

また、あらゆる政策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料として重要な、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行うことが必要である。このため、統計情報等につき、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別データを把握する。なお、統計情報等については、利用者の要望に対応しつつ、プライバシー保護に配慮した上で、統計情報等は可能な限り性別データを表示して公開していく必要がある。

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が仕事と家事、育児、介護等をバランスよく担えるようにしていくことが重要である。育児、介護等については、就労の有無にかかわらず、女性がその大部分を担っているのが現状であるが、その実態が数量的に十分に把握されていないので、定性的な把握とともに、数量的な把握に努める。

<p>る。また、相談に当たる職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員等の研修の充実を図る。</p>	省
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方法務局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」や特設人権相談所を引き続き設置し、男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言のほか、関係機関への通報、法律扶助協会への紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努める。さらに、これらの制度の趣旨、活動内容の周知、定着を図るなど、広報活動の一層の充実を図る。</li> </ul>	法務省
<p><b>国際化への対応</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、さらにその内容を充実させるよう努める。</li> </ul>	法務省
<p><b>男女共同参画社会の形成に関する調査研究</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な取組を行っている諸外国の事例、我が国への導入可能性等に関する調査研究を行う。その際、男女の社会における活動の選択に大きなかわりを持つ制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。</li> </ul>	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究に当たっては、男女共同参画分野の専門家、NGO、一般国民からの情報収集や意見交換を幅広く行う。また、調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表し、国、地方公共団体、NGO等が相互に活用できるように努める。</li> </ul>	内閣府
<p><b>統計調査等の充実</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の在り方について検討を行い、女性及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、一般国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。</li> </ul>	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的に実態を把握する。</li> </ul>	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> <li>統計情報等について、可能な限り、性別データを把握するとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画にかかわる重要な統計情報等は国民にわかりやすい形で公開し、周知を図る。さらに、研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、個票データを二次分析に活用できるようなデータ・アーカイブ機能の整備を検討する。</li> </ul>	内閣府、総務省、関係府省
<p><b>育児・介護等の時間の把握</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を引き続き行う。</li> </ul>	総務省